

「代償分割」における法律と税務の取扱い

坂本和則 相談部 東京相談室

被相続人の遺産は、遺言がない場合は共同相続人間で分割を行うこととなります。しかし、例えば相続人の中の1人が自宅として使っていた不動産のように、共同相続人間で分割することが必ずしもよいとはいえない財産が含まれていることがあります。このような場合は、その者がその不動産を取得したうえで、他の相続人に対して一定額を支払うなど、債務を負担する「代償分割」の方法で遺産の分割を行うことがあります。

今回は、代償分割について、法律と税務の取扱いを解説します。

1. 代償分割(債務負担の方法による分割)とは

[1] 遺産の分割とは

遺産の分割とは、相続開始により共同相続人の共有となった個々の財産を、遺産分割協議書で合意した内容に応じて分割し、遺産の共有状態を終了する手続きのことです。遺産の分割は、遺言がある場合は原則として遺言に従い、遺言がない場合は共同相続人間の協議で行われます。民法には、法定相続割合が定められていますが、共同相続人間の協議で分割する場合は、法定相続割合と異なった割合で分割することも可能です。

[2] 代償分割による分割方法

代償分割とは、遺産分割において、遺産の中に現物分割（遺産に属する物や権利をそのままの形で分ける方法）が不可能または不相当であるとされる財産が存在するときに、特定の相続人にその遺産を取得させる代わりに、他の共同相続人に対する一定の支払債務（代償金）を負担させる方法です。遺産を取得した相続人は、代償金を他の共同相続人に支払います。

[3] その他の分割方法

遺産の分割には、前述の「現物分割」や今回取り上げている「代償分割」以外に、遺産の全部または一部を換金して換価代金を分割する「換価分割」などの方法があります。

2. 代償分割が利用される主なケース

【ケース 1】 親と同居していた相続人が引き続き自宅として使用

私は父と同居していましたが（土地建物とも父親名義）、今般、父が亡くなり相続人間で遺産の分割協議を行うことになりました。私以外の相続人は、兄と弟です。私は引き続き自宅として使用したいので、自宅は私がすべて相続したいと考えています。しかし、他にこれといった遺産がないので、自宅は兄弟 3 人の共有とする以外に方法がないか悩んでいます。

【ケース 2】 相続人の 1 人が特定の財産の相続を希望

先日、地方に住む母が亡くなりました。これから相続人である姉と私の 2 人で分割協議を行うこととなります。姉は母が住んでいた家を売却してお金で分けたいようですが、私は生まれ育った家なので将来は移り住みたいと考えています。しかし、私がこの不動産を取得してしまうと、姉が相続する財産があまりないようです。姉が考えているような、家を売却したお金で分けなくてもよい方法を探しています。

【ケース 3】 被相続人が中小企業の経営者で、後継者が株式を相続

私は父が経営していた会社で働いています。父は私を後継者と考え、社員や家族にもその意向を伝えていましたが、突然亡くなりました。他の共同相続人は、私が後継者として父が保有してきた会社の株式を相続することに反対していませんが、先日行った遺産分割協議の場で、他の共同相続人の 1 人から、それなりの財産を取得したいとの主張がありました。しかし、会社の経営に直接携わらない者と株式を共有することは、会社の経営を考えるとよいことではなく困っています。

【ケース 4】 相続財産の多くが農地

私は実家を離れ、東京でサラリーマンをしています。実家には、両親と同居して農業をしている長男がおります。半年前に亡くなった父の遺産は農地が多く、サラリーマンの私が取得してもどうしようもありません。農地は農業従事者である長男に取得してもらいたいと考えていますが、一方で私もそれなりの資産を取得したいと考えています。

3. 遺産分割協議書への記載方法

共同相続人間の協議で遺産を分割する場合、合意した内容を記載した遺産分割協議書を作成し、相続人全員が署名のうえ押印（この場合は実印）します。遺産分割協議書の記載方法は相続人に任されていますが、あとで誤解を生じないように記しておくことが重要です。

【記載例】 被相続人甲の相続人を乙、丙・代償金を一括で支払う場合)

相続人乙_____は、その取得した相続分の代償として、相続人丙_____に対して〇〇万円を本協議書の調印と同時に支払うものとする。

4. 代償分割を行う場合の留意点

[1] 代償額の算定方法

代償金の額は、相続税評価額で行うのか、時価で行うのか、判断に迷うケースがあります。法律上の決まりはありませんが、一般的には時価で行うことが多いようです。

[2] 債務の履行方法

通常は一括払い(前項「遺産分割協議書の記載例」)ですが、分割で代償金を支払うことも可能です。ただし、その場合は当事者間の合意が前提となります(支払方法を、分割協議書に記載します)。

[3] 債務履行の可能性

代償金の支払いを分割とする場合、代償を受ける人は、安易に応じるのではなく、代償を行う人の資産背景や財源などを確認のうえ確実に履行されるかを検討する必要があります。

5. 代償分割と税金

[1] 相続税を計算する場合の課税価格の計算(相続税法基本通達11の2-9)

(1) 代償財産の交付をした人の課税価格

相続または遺贈により取得した現物の財産の価額 - 交付した代償財産の価額 = 課税価格

(2) 代償財産の交付を受けた人の課税価格

相続または遺贈により取得した現物の財産の価額 + 交付を受けた代償財産の価額 = 課税価格

[2] 代償財産の価額(相続税法基本通達11の2-10)

代償分割の対象となった財産が特定され、かつ、代償債務の額がその財産の代償分割時における通常の取引価額を基に決定されている場合は、その代償債務の額に、代償分割の対象となった財産の相続開始の時における相続税評価額が代償分割の対象となった財産の代償分割時において通常取引されると認められる価額に占める割合を掛けて求めた価額になります。

$$\text{代償債務の額} \times \frac{\text{代償分割の対象となった財産の相続開始時における価額 (財産評価基本通達の定めにより評価した価額)}}{\text{代償債務の額の決定の基になった代償分割の対象となった財産の代償分割時における価額}}$$

また、共同相続人および包括受遺者全員の協議に基づき、前述の方法に準じた方法または他の合理的と認められる方法により、代償財産の額を計算して申告する場合は、その申告した額によることが認められます。

【計算例】

相続人甲が相続により取得した土地（相続税評価額 4,000 万円 代償分割時の時価 5,000 万円）
相続人乙に対して支払う代償財産：現金 2,000 万円

- 相続人甲の課税価格：4,000 万円 - 2,000 万円 = 2,000 万円
- 相続人乙の課税価格：2,000 万円

代償債務の額（2,000 万円）が、相続により取得した土地の代償分割時の時価（5,000 万円）
を基に決定された場合

- 相続人甲の課税価格：4,000 万円 - {2,000 万円 × (4,000 万円 ÷ 5,000 万円)}
= 2,400 万円
- 相続人乙の課税価格：2,000 万円 × (4,000 万円 ÷ 5,000 万円) = 1,600 万円

なお、代償財産として交付する財産は、常に現金である必要はありません。自分が所有している不動産など、代償分割で財産を取得した相続人が所有している現金以外の固有の財産で行うことも可能です。例えば、不動産を代償財産とする場合は、遺産の代償分割により負担した債務を履行するための譲渡所得の基因となる資産の移転となりますので、履行した人については、その履行の時点における時価によりその資産を譲渡したことになり、譲渡益が生じる場合は、譲渡所得に対して所得税等が課税されます。一方、代償財産として不動産を取得した人については、その履行があった時の時価により、その資産を取得したことになります。

また、代償分割は、あくまでも遺産分割という相続手続きの中で行われるものですから、代償分割により取得する財産に贈与税が課税されるということはありません。

■ 国税庁ホームページ（タックスアンサー：代償分割が行われた場合の相続税の課税価格の計算）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4173.htm>

内容は2018年2月23日時点の情報に基づいて作成されたものです。

本情報は、法律、会計、税務などの一般的な説明です。個別具体的な法律上、会計上、税務上等の判断や対策などについては専門家（弁護士、公認会計士、税理士など）にご相談ください。また、本情報の全部または一部を無断で複写・複製（コピー）することは著作権法上の例外を除き、禁じられています。